

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜3、4号炉 保安規定変更認可申請（特定重大事故等対処施設））【4】

2. 日時：令和2年7月15日 13時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 渡邊安全規制調整官、他4名

（実用炉監視部門） 担当者1名

関西電力株式会社： 担当者10名

5. 要旨

（1）原子力規制庁は、令和2年4月17日付けで申請のあった高浜発電所3、4号炉の特定重大事故等対処施設等に係る保安規定変更認可に関し、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

（2）関西電力株式会社から、了解した旨、回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料1・・・高浜発電所3号炉及び4号炉 特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（コメント回答）

資料2・・・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料（抜粋）

資料3・・・高浜3、4号機 特重施設現地確認について

資料4・・・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 コメント回答資料

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上